

公契約条例に係るアンケート調査 概要版

1 調査目的

条例の施行から約2年が経過し、条例の適用による効果の検証と対象従事者の賃金実態を把握するため、アンケートを実施

2 実施期間

平成29年1月～2月（調査票の配布、回収、集計） 平成29年2月～3月（分析まとめ、報告書作成）

3 調査対象（受注者）

平成26・27・28年度 工事請負契約 10件（3件） 平成28年度 業務委託契約 27件（22件） 平成28年度 指定管理協定 3件（0件） 合計 40件（25件）

4 回収結果

平成26・27・28年度 工事請負契約 9件（2件） 平成28年度 業務委託契約 25件（20件） 平成28年度 指定管理協定 2件（0件） 合計 36件（22件） 回収率90%（88%）

5 主な設問と回答

(1) 条例の効果の検証について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①受注者から従事者への周知方法 → 「口頭により説明」が69%（68%）	口頭による説明の割合は、昨年度とはほぼ同等である。また、従事者からの相談として回答があったのは、「書き方がわからない」というものであり、従事者からの相談ではなかったのではないかと考えられる。これらのことから、条例の内容が従事者に十分伝わっていない可能性がある。	従事者が条例に関心を持ち、理解しやすい効果的な周知方法を検討する。
②従事者から受注者への相談、問い合わせ → 「なかった」が97%（100%）		
③労務台帳作成などの事務負担 → 「やや負担」58%（77%）「かなりの負担」は19%（14%）	受注者は労務台帳の作成等について、大きな負担とは感じていない。	今のところ、現在の様式による作成等を継続する。
④賃金を上げた従事者の有無 → 「いない」が86%（91%）「いる」は14%（9%） ※14%の内訳は	5割以上も引き上げた業種がなにごとであったかは不明。引き上げは一部にとどまっており、賃金下限額を引き上げる余地はまだあるものと考えられる。	今後、賃金下限額を検討する場合の判断材料の一つとする。
⑤賃金を上げた従事者の割合 → 「1割未満」「1割以上3割未満」「3割以上5割未満」が各1社、「5割以上」が2社		
⑥従事者の人数や構成 → 人数が「変わらない」が85%（95%）、構成は「若年層の減・高齢者の増」が26%（15%）	従事者の労働強化には繋がっていないが、高齢者の割合が増えてきている。	
⑦労働意欲への効果の有無 → 「有」が17%（5%）、「無」が36%（14%）、「どちらともいえない」が44%（81%）	昨年度に比べ、選択肢の比率にばらつきが出てきた。	現在の取組みを継続し条例を浸透させる。
⑧生活安定への結び付き → 「そう思う」が36%（46%）「思わない」が28%（18%）「どちらともいえない」が30%（36%）	条例に対する将来的な期待感が減少してきている。	
⑨下請負者の社会保険の加入の確認方法 → 「労務台帳で確認」と「口頭で確認」が69%（59%）	形式的に確認はしているが、社会保険証等の確認など徹底した調査は行っていない。社会保険に加入しない一人親方がいる。	社会保険は国の所管のため、条例の取組みでは限界があるが、今後、関係機関との連携を検討する。社会保険に加入しない一人親方について、対策を検討する。
⑩一人親方の社会保険の加入の確認方法（自由回答8件） ・随時確認しているが、手取り額が目減りや、工事終了後の負担を嫌って加入しない者もいる。 ・ゼネコン等他の調査に合わせて加入を確認していたり、協力業者に確認報告を依頼している。		
⑪意見要望（自由回答3件） ・工事によって給与が異なると、会社として作業員間の調整が難しくなる。全員の給与を上げると会社経営が難しい。 ・公契約条例の提出書類作成の負担が大きい。事務方の作業員経費を見込んだほうが良い。	公契約対象の工事とそれ以外の工事に従事する従事者の賃金下限額を変えることが難しいことが伝わってくる。公契約条例の事務負担を訴える意見が2件あり、業種によっては、負担が大きいことがわかる。	受注者に対して条例の趣旨の理解と協力を求めていくとともに、ヒアリング調査等（立入調査）の実施を検討する。

(2) 賃金実態調査の結果について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①工事請負（賃金下限額：設計労務単価の85%） ・設計労務単価の84%～132%（85%～135%） ・軽作業員、石工、普通作業員、高級船員の賃金が設計労務単価の85%～87%となっている。	設計労務単価の84%と回答した企業があったが、受注者が労務台帳の提出にあたって85%を超えていることを確認している。昨年度より差は減少したとはいえ、職種による賃金のバラツキがみられる。	確認方法については、労務台帳の賃金支払い部分までの提出を求めることにより、賃金下限額の確認などを検討していく。業務委託についても職種別賃金下限額の設定を検討する。
②業務委託（賃金下限額：941円/時間（938円/時間）） ・941円/時間～3,720円/時間（938円/時間～5,000円/時間） ・施設管理業務の設備点検保守、警備員、清掃員、その他の賃金が下限額と同額（941円）となっている。		

※（）内は前年度の内容